

公益財団法人 寺西育英会

1. 寺西育英会の概要

(1) 名 称 公益財団法人 寺西育英会

(2) 代表者 理事長 寺西 良夫

(3) 所在地 〒535-0004 大阪市旭区生江3丁目6番19号
電話 06-6924-0300 フックス 06-6927-2181

(4) 設 立 昭和45年1月30日 公益移行日 平成24年4月1日

(5) 設立主旨及び経緯

寺西家十二代当主であった故寺西幸雄は、生前 若者が旺盛な向学心と優秀な資質を持ちながら不運にも家庭環境や経済的な理由により修学の道を閉ざされることが国家にとって大きな損失であり、特に地元に住む若者の就学の機会が一人でも多く実現するよう支援を始めたいとの志を語っていました。

しかし、昭和44年8月、寺西幸雄は不慮の事故により志半ばにして他界したため、その遺志を実現すべく、昭和45年1月故人の妻寺西光子（前理事長）及び長男寺西良夫（現理事長）を始め、寺西家一同が約2500坪の土地などの財を寄附し、確固たる向学心と優秀な資質を持ちながら経済的に修学困難な若者に対し奨学援助を行い、次世代に役立つ有用な人材を育成するための奨学金制度を設立しました。現在、土地資産から生じる果実を基に奨学金事業を行い今日に至っております。

(6) 目 的

大阪府大阪市のうち旭区・城東区・鶴見区・都島区・福島区・中央区・此花区・西区・港区・大正区・北区の公立高等学校に在学する生徒で、学業・人物共に優秀でありながら、経済的理由により就学困難な者に対し奨学金の無償給付を行い、もって社会に有用な人材育成を通じて、社会の発展に寄与することを目的とします。

(7) 奨学金の給付対象

当財団の奨学金の給付対象は、次に掲げる公立高等学校(21校)に在学する生徒です。

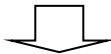
大阪府立高等学校(21校)

大手前高等学校、旭高等学校、茨田高等学校、港高等学校、市岡高等学校、
大正白陵高等学校、成城高等学校、淀川工科高等学校、西野田工科高等学校
桜宮高等学校、東高等学校、南高等学校、西高等学校、汎愛高等学校、鶴見商業高等学校
都島工業高等学校、泉尾工業高等学校、咲くやこの花高等学校、中央高等学校、
扇町総合高等学校、桜和高等学校

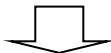
2. 奨学生募集から奨学生給付までの流れ

当財団の奨学生募集・応募手続などは、下表の通り全て奨学生の給付対象高校を通じて行います。

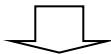
実施時期	内 容	備 考
4月早々	当財団より、奨学生給付対象高校の校長に対し、新年度の奨学生募集要項等の通知を行う。	当財団より募集人員・応募方法及び応募書類・締切日を通知。



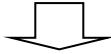
4月早々 ～5月下旬	各学校が在校生へ奨学生募集要項を周知し、応募者を募る。学年主任・担任等が学校内選考を行う。	学校内の奨学生募集・応募者受け付け・奨学生選考の実施。
---------------	---	-----------------------------



5月末日	各校長が奨学生の推薦を決定し、奨学生推薦書等の関係書類を当財団理事長へ提出する。	当財団に対し、奨学生願書・住民票・所得証明書等の提出。
------	--	-----------------------------



6月早々	当財団の奨学生選考委員会が、校長推薦書等を基に審議を行い、理事会が奨学生を決定する。	新年度奨学生の決定
------	--	-----------



6月中旬	当財団理事長より、校長及び奨学生に対し、奨学生採否の決定通知を行う。	奨学生の決定及び第1回目奨学生給付日の通知。
------	------------------------------------	------------------------



6月下旬	奨学生に対し、新年度第1回目の奨学生給付の実施。奨学生本人口座に直接振込送金を行う。	年間4回(3ヶ月毎)に亘り実施
------	--	-----------------

3. 令和5年度 奨学生募集要項

(1) 奨学生の選考及び応募資格

奨学生の選考・応募資格は、奨学生の給付対象高校(21校)の在学生のうち、次の各号の全てに該当する者とし、応募者について学校内選考を行い校長が推薦します。

- ① 給付対象期間の4月から翌年3月までの間、転校及び退学を予定していない者。
- ② 高い向学心を持ち、人物に優れ、品行方正である者。
- ③ 経済的理由により学費の支弁が困難にあり、保護者(親権者)の市町村民税所得割額が75千円未満に属する者。
- ④ 当該募集の直前年度における学習成績の評定平均値(5段階評定)が3.5以上の者。
- ⑤ 当財団の目的や趣旨に基づいて、校長の推薦が受けられる者。

(2) 奨学生の選考方法

① 第一次選考

各学校において、学校関係者(担任・学年主任・進路指導・校長)が、奨学生の選考・推薦基準に則り、校内選考を行います。

② 第二次選考

当財団の奨学生選考委員会が、各学校より提出された校長推薦書等を基に審議を行い、この審議を基に理事会が新年度の奨学生を決定します。

(3) 奨学金給付額

① 金額 1名につき月額 1万円(年額12万円・無償給付につき返済不要)

② 給付期間 令和5年4月から令和6年3月まで(1年間)

(4) 奨学金の給付方法

当財団より奨学生が指定した本人名義の銀行口座に直接振込送金とし、3ヶ月単位に6月・9月
11月・1月の月に行います。

(5) 奨学生採用人数

130名程度を予定。

(6) 奨学生の応募方法

① 応募窓口

応募申込み及びお問合せ等は、各学校の奨学生担当係までお申出ください。

応募者及び保護者から当財団への直接の申込み、お問合せは受付けしておりません。

② 応募書類

1) 奨学生願書(願書用紙は各学校の奨学生係より受取る)

2) 在学証明書兼奨学生推薦書(校長発行)

3) 奨学金振込口座届書

4) 住民票(同一世帯内全員分の記載のあるもの)

5) 市町村長の発行する所得(市民税・府民税)証明書

保護者(親権者)について、応募時点における最新のもの。

③ 応募書類の提出先・提出期限

1) 応募書類は、各学校の奨学生係まで提出して下さい。

2) 応募書類の提出期限は、各学校が定める締切日です。

(7) 奨学生の採否決定及び通知

当財団の理事会が奨学生を決定した後、6月中旬 各学校長を通じて採否を通知します。

以上